

城南第三営業部

～ 毎回市の目玉商品をお知らせしています ～ 【2020年10月28日号】



杉 KDA 10.5×10.5×3.00

杉 KDB 10.5×10.5×3.00

<栃木県産>



杉 KD 10.5×10.5×3.00

<福島県産>



杉 KD 3.0×10.5×4.00

<栃木県産>

妻の老後一人暮らしに備え

遺族年金や繰り下げを活用

「もし夫に先立たれたら、年金で暮らしていけるだろうか」。東京都内で暮らす女性Aさんは70歳を迎え、不安を強めている。1つ年上の夫は会社勤めの後に独立。60代まで仕事を続けてきたが、最近では無職の状態だ。2人が受け取る年金は合計で月十数万円。今は何とか暮らしているが、もし夫が先に亡くなったなら生計が成り立つか自信がないという。

公的年金制度には夫婦どちらかが亡くなったとき家族の生活を保障する遺族年金がある。2つの仕組みがあり、1つは会社員や公務員で厚生年金に加入していた人の家族が受け取れる「遺族厚生年金」。もう1つが自営業者など国民年金の加入者が亡くなったとき、18歳以下の子どもがいる配偶者とその子どもが受け取れる「遺族基礎年金」だ（支給期間は子どもが18歳になる年度末まで）。いずれも遺族の年収は850万円未満であることが条件となる。

遺族厚生年金の内容は相対的に手厚い。年金暮らしの夫婦の夫が亡くなったとき、残された妻は自分の基礎年金に加えて遺族厚生年

金を受け取れる。妻が専業主婦などで厚生年金の加入期間がない場合は夫の厚生年金の4分の3が受給額で、受給期間は終身だ。夫の厚生年金が例えば月12万円なら月9万円になる（図B）。もし妻が40歳以上65歳未満のとき夫が亡くなれば、基礎年金を受け取れる65歳になるまで「中高齢寡婦加算」として年約58万円が手当てされる仕組みもある。

次号へ続く

A 夫が亡くなったあとに妻が受け取る主な年金

妻の年齢	夫が会社員 (厚生年金)	夫が自営業 (国民年金)
40～64歳	- 遺族厚生年金 - 中高齢寡婦加算	支給なし
65歳～	- 遺族厚生年金 - 妻の老齢基礎年金	妻の老齢基礎年金

(注) 18歳以下の子どもがいない場合。妻の年収は850万円未満が条件

日本経済新聞（2020年10月31日）より抜粋

株式会社 山形城南木材市場

第三営業部担当: 柴崎・木村

〒990-2307 山形市表蔵王60番地の1

TEL.023-688-2200 FAX.023-688-2012

Email: jonan@mmmy.ne.jp